

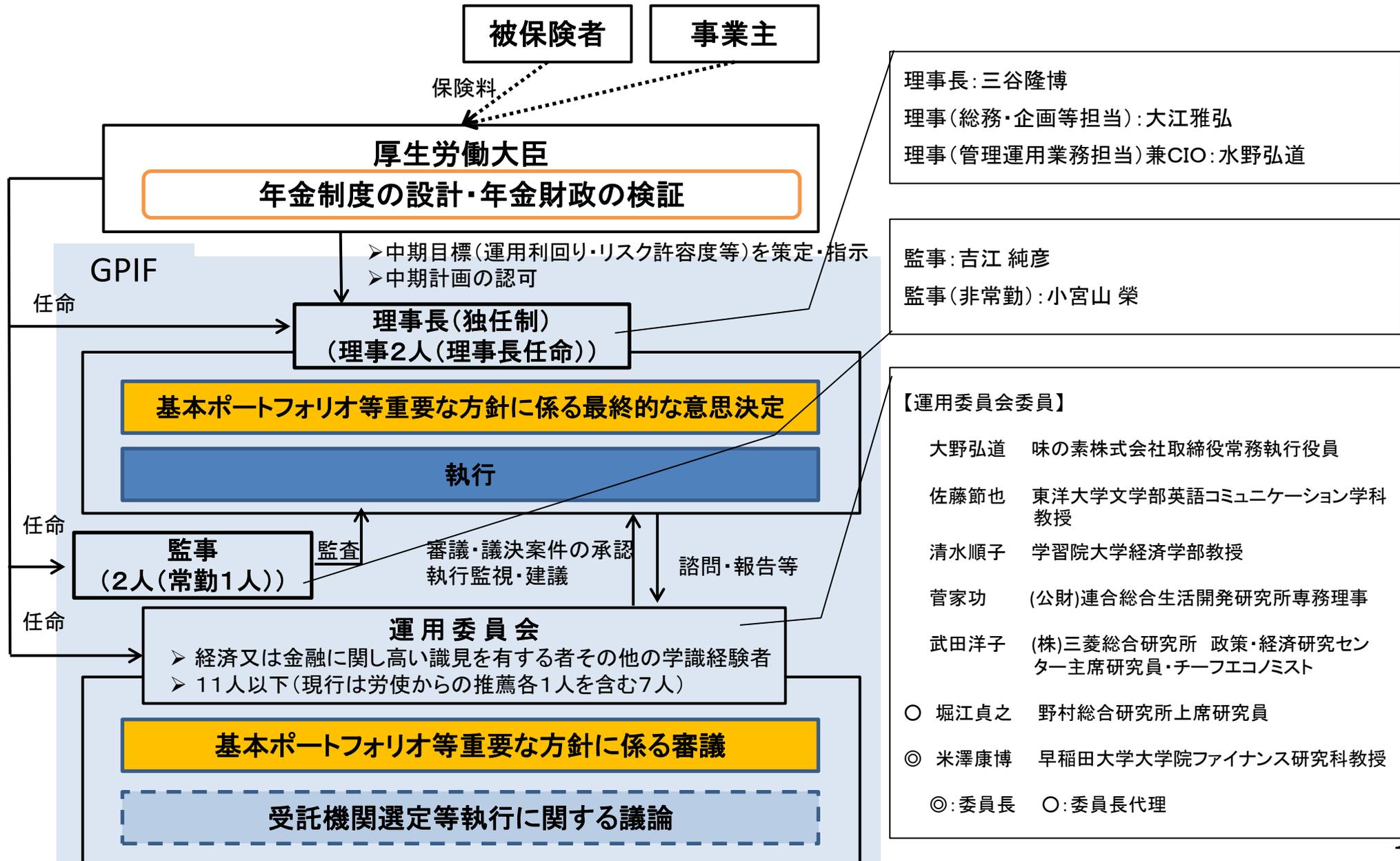
# GPIF関係

厚生労働省年金局  
平成27年12月25日

# 目次

○ 現状のカバナス体制について	… 1
○ 諸外国の運用機関について	… 3
○ 国内の他の組織のガバナンスについて	… 7
○ 株式会社におけるコーポレート・ガバナンス改革について	… 9
○ (参考)社外取締役・取締役会に期待される役割	… 11
○ GPIF法における受託者責任	… 12
○ GPIF法における運用委員の行為規制等	… 13

# 現状のガバナンス体制について



被保険者

事業主

保険料

厚生労働大臣

年金制度の設計・年金財政の検証

- ▶ 中期目標(運用利回り・リスク許容度等)を策定・指示
- ▶ 中期計画の認可

GPIF

任命

理事長(独任制)  
(理事2人(理事長任命))

基本ポートフォリオ等重要な方針に係る最終的な意思決定

執行

任命

監事  
(2人(常勤1人))

監査

審議・議決案件の承認  
執行監視・建議

諮問・報告等

任命

運用委員会

- ▶ 経済又は金融に関し高い識見を有する者その他の学識経験者
- ▶ 11人以下(現行は労使からの推薦各1人を含む7人)

基本ポートフォリオ等重要な方針に係る審議

受託機関選定等執行に関する議論

理事長: 三谷隆博

理事(総務・企画等担当): 大江雅弘

理事(管理運用業務担当)兼CIO: 水野弘道

監事: 吉江 純彦

監事(非常勤): 小宮山 榮

【運用委員会委員】

大野弘道 味の素株式会社取締役常務執行役員

佐藤節也 東洋大学文学部英語コミュニケーション学科教授

清水順子 学習院大学経済学部教授

菅家功 (公財)連合総合生活開発研究所専務理事

武田洋子 (株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター主席研究員・チーフエコノミスト

○ 堀江貞之 野村総合研究所上席研究員

◎ 米澤康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

◎: 委員長 ○: 委員長代理



# 諸外国の運用機関について

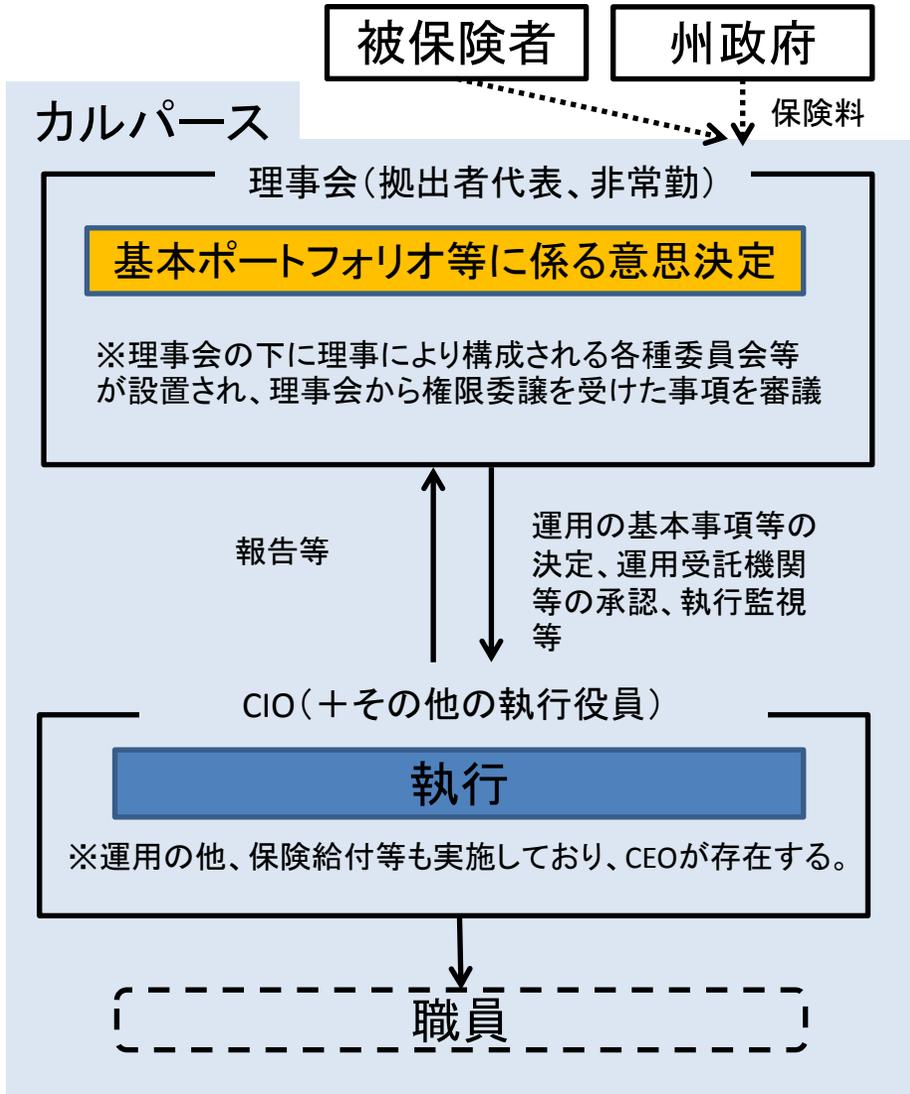
		カナダ (CPPPIB)	スウェーデン (AP1~4)	韓国 (NPS)	米国 (CalPERS)	オランダ (ABP)	オーストラリア (スーパーファンド)
制度	制度対象	一般国民	一般国民	一般国民	州公務員等 (職域年金)	公務員等 (職域年金)	被用者
	拠出	労使折半	労使按分	被用者: 労使折半 自営等: 全額本人負担	労使按分	労使折半	雇用主: 強制拠出 被用者: 自主的な 上乘せ拠出
	積立or賦課	賦課方式	賦課方式	賦課方式	積立方式	積立方式	積立方式
	積立金と負担・給付との関係	3年ごとの財政検証で財政の均衡を確認 ⇒場合により、①保険料率の引き上げ、②物価スライドの凍結等の措置	財政検証に基づき、資産と債務とのバランスシートに不足が生じた場合に給付を調整	自動調整のシステムなし (2028年に所得代替率40%まで給付を引き下げることが既に決定)	積立比率に応じ、必要があれば保険料率の引き上げ	積立比率が目標水準に達しない場合、給付を引き下げ	
意思決定機関	運用特化	○	○	× (給付等も実施)	× (給付等も実施)	× (給付等も実施)	
	常勤の有無	全て非常勤 (12名)	全て非常勤 (それぞれ9名)	・政府に設置された国民年金基金(NPF)運用委員会は、NPSのCEO、政府関係者及び非常勤委員(計20名)で構成	全て非常勤 (13名)	全て非常勤 (13名)	
	構成員の要件	・地域代表で構成 ・金融市場等の専門家の中から決定	・労使推薦(各2名) ・資産運用の専門性を有するものの中から任命	・雇用主・従業員・自営業者の代表(12名) ※意思決定機関の下に政府関係者及び専門家のみからなる評価委員会を設置し、資産構成等について審議	・加入者代表 (6名)	雇用主・被用者の代表(各6名)	確定拠出・確定給付から加入者がファンドを選択
	執行部の関与	独立	独立	NPF運用委員会にCEO (別途CIOを設置)	独立	独立 (子会社のAPGが運用)	
	資金規模	約26兆円 (H27.6月末)	約18兆円 (H27.6月末)	約51兆円 (H27.3月末)	約37兆円 (H27.6月末)	約49兆円 (H27.6月末)	
運用	運用スタイル	インハウス中心	インハウス中心	インハウス中心	インハウス中心	インハウス中心	
	オルタナティブ投資	○	○	○	○	○	
	執行職員数	約1,157名 (H27.3月末)	213名 (AP1~4合算) (H25.12月末)	199名(投資部門) (H25.12月末)	約270名 (運用部門職員) (H23.9月末)	約650名 (APG運用部門) (ABPは27名)	

※ ドイツ、イギリス、イタリアについては、保有する積立金がない、ないしは、少ないことから、大規模な運用は行われていない。

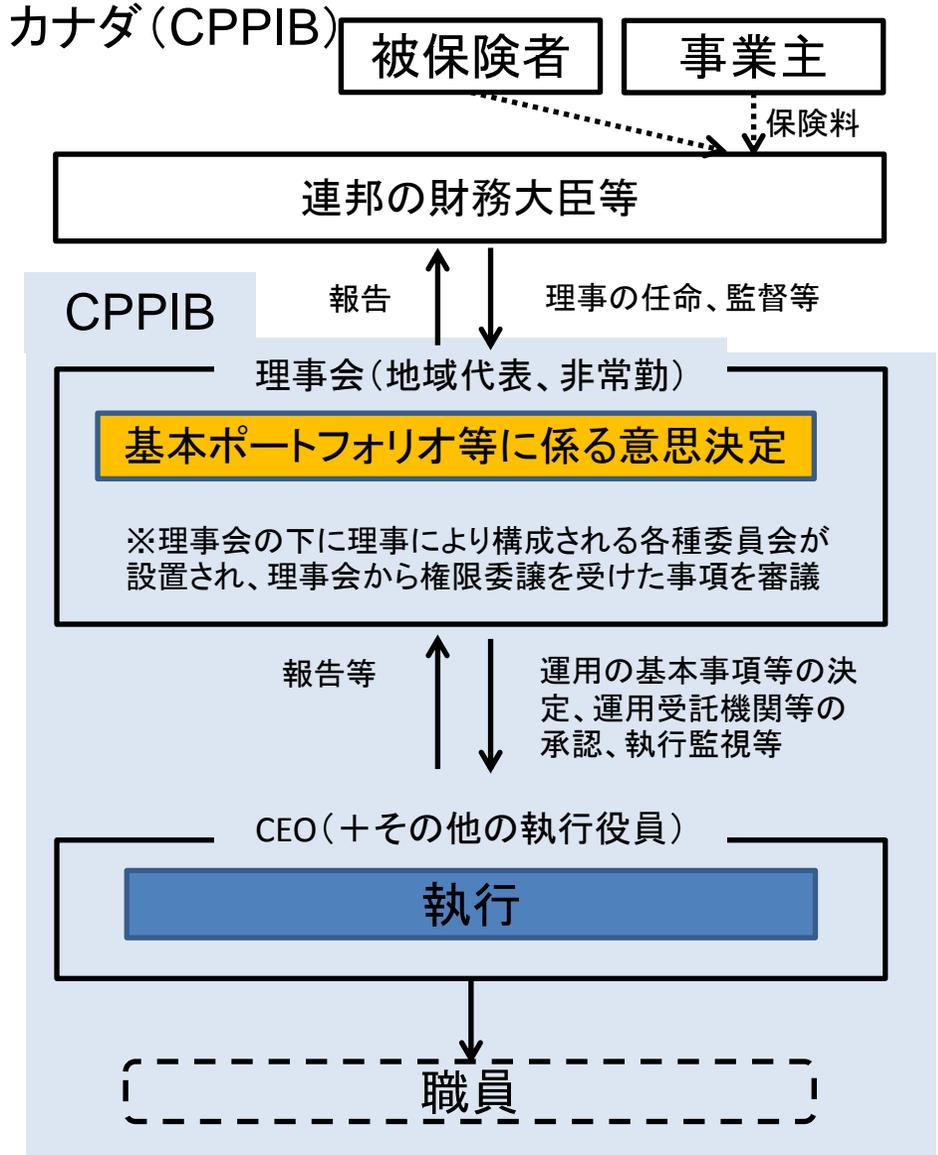
# 諸外国の運用機関について

## — 諸外国の公的年金基金のガバナンス体制図 —

米国(カルパース)



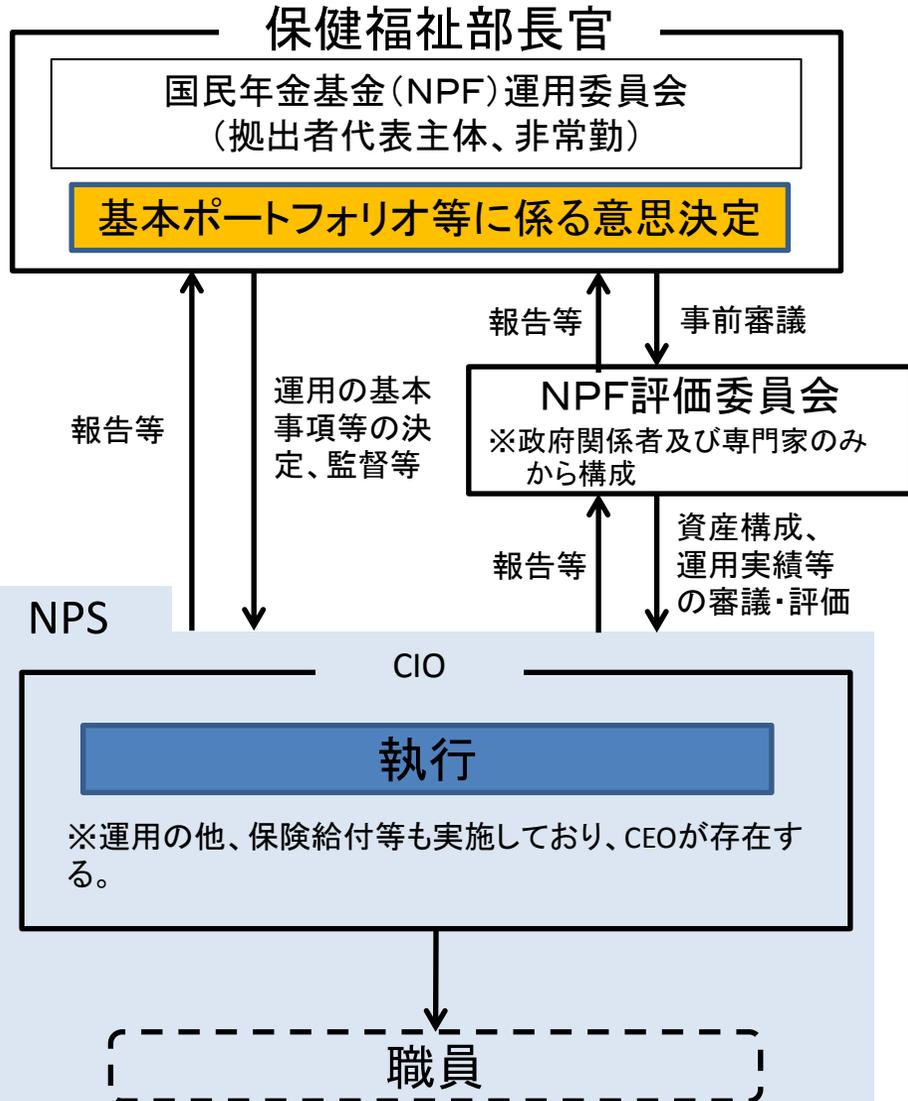
カナダ(CPPIB)



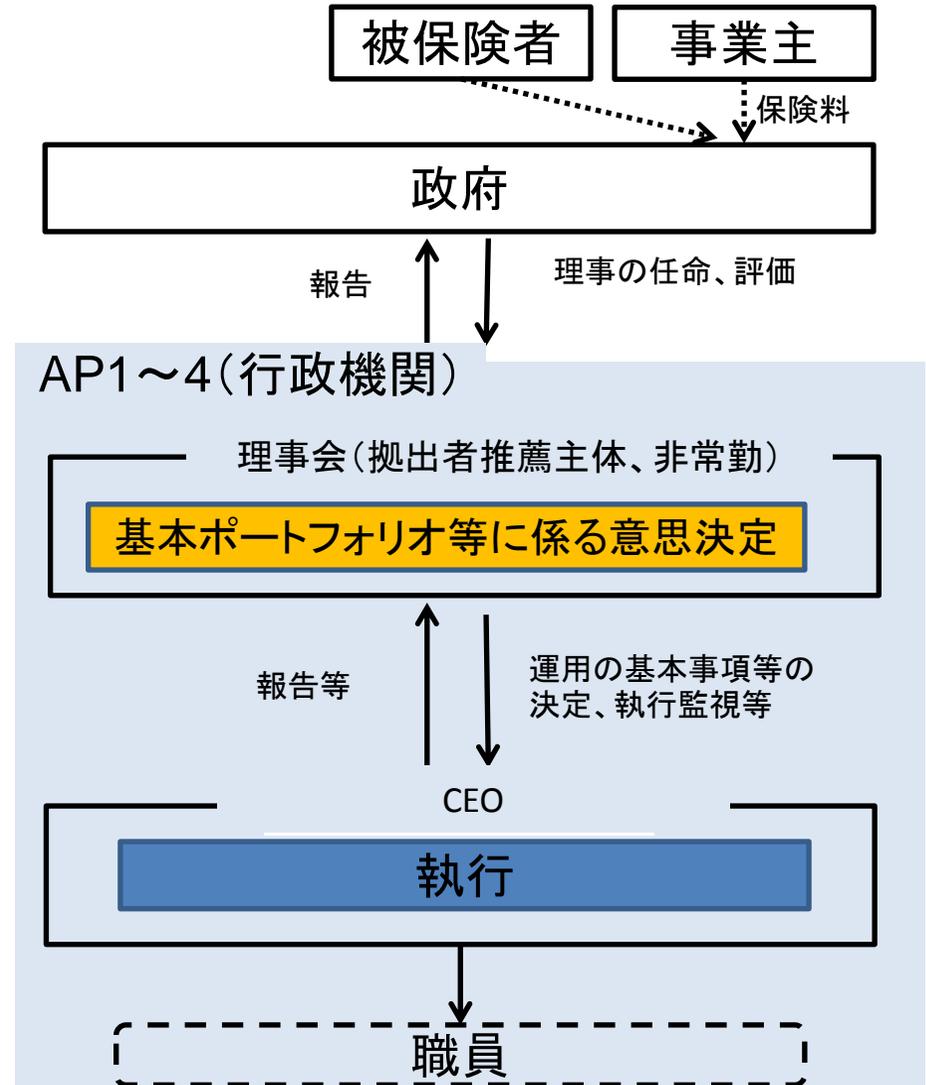
# 諸外国の運用機関について

## — 諸外国の公的年金基金のガバナンス体制図 —

### 韓国 (NPS)



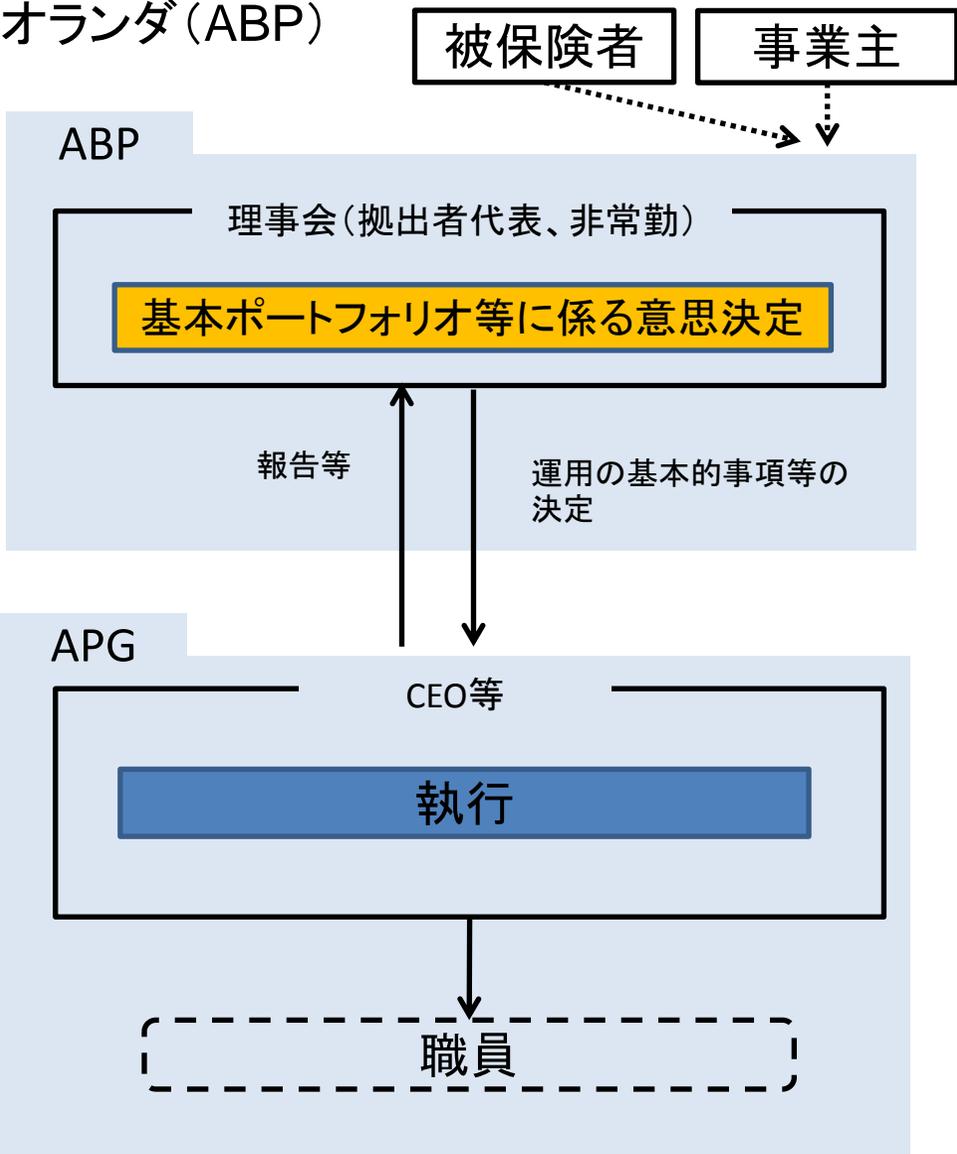
### スウェーデン (AP1~4)



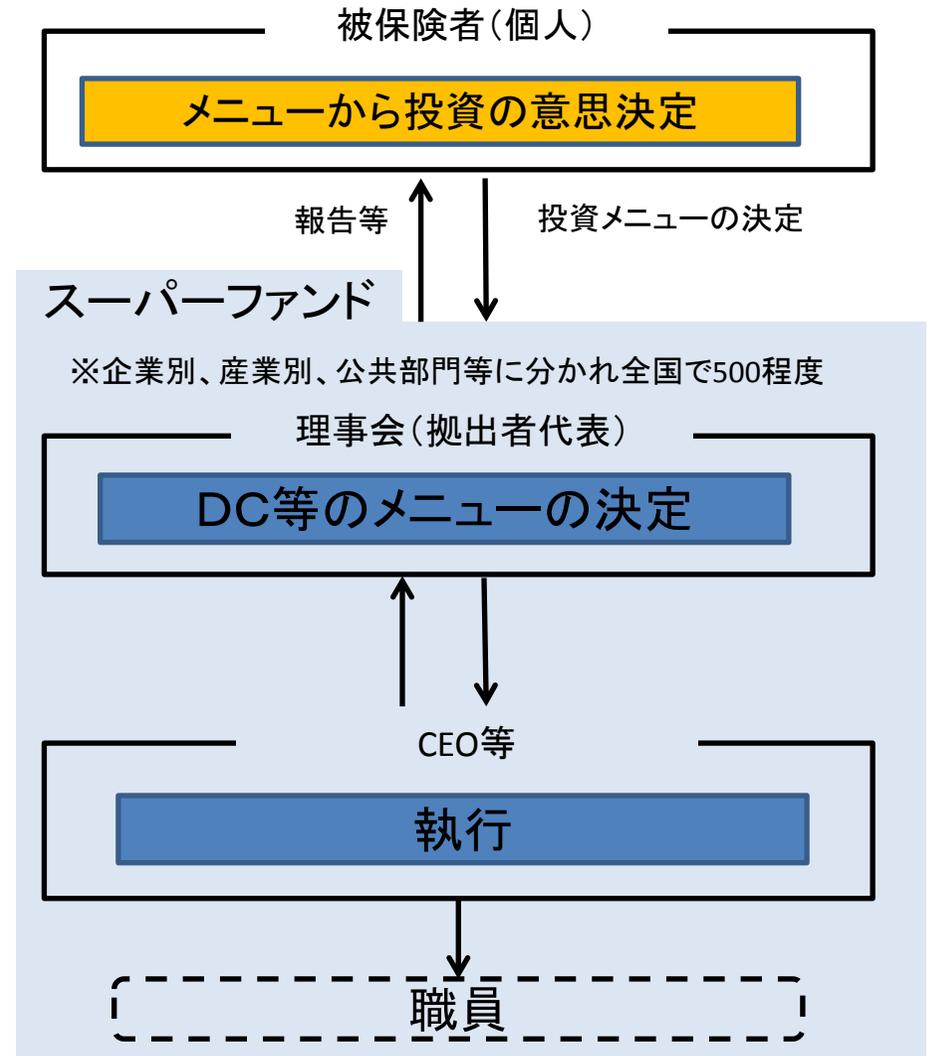
# 諸外国の運用機関について

## — 諸外国の公的年金基金のガバナンス体制図 —

オランダ (ABP)



オーストラリア (スーパーファンド)



# 国内の他の組織のガバナンスについて

## 日本放送協会(NHK)

### 1. 経営委員会

- (1)構成 委員12人で組織、うち委員長1人(委員の互選)
  - (2)任命 委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
  - (3)権限(※)
    - ① 経営の基本方針その他事項の議決
    - ② 役員の職務の執行の監督
- (※)委員は、業務執行ができない。

### 2. 監査委員会

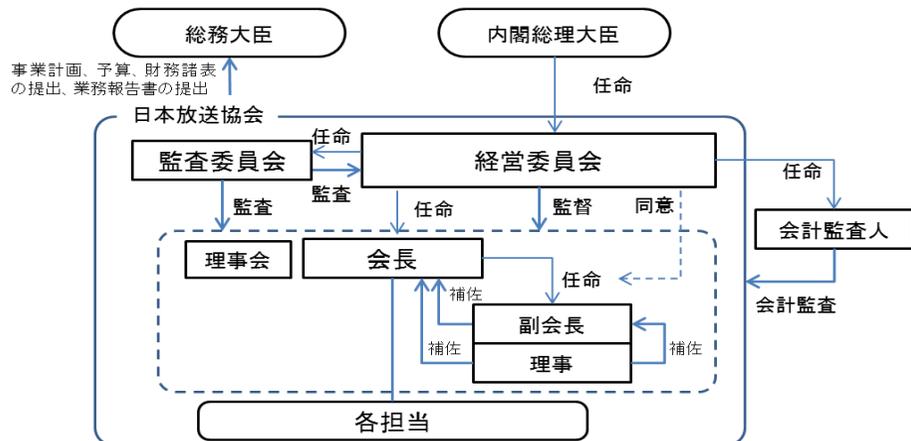
- (1)構成 委員3人で構成(うち1人以上は常勤)
- (2)任命 経営委員の中から、経営委員会が任命する。
- (3)権限 役員の職務の執行を監査する。

### 3. 役員等

- (1)構成 会長1人、副会長1人、理事7人以上10人以内(10人)、会計監査人※( )内は現時点の理事の数
- (2)任命
  - ① 会長は、経営委員会が任命する。
  - ② 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。
  - ③ 会計監査人は、経営委員会が任命する。
- (3)権限等
  - ① 理事会は、会長、副会長及び理事で構成される。
  - ② 理事会は、日本放送協会の重要業務の執行について審議する。
  - ③ 会長は、日本放送協会を代表し、業務を総理する。
  - ④ 会長は、3ヶ月に1回以上、職務施行の状況等を経営委員会に報告する。また、経営委員会の要求があったときは、経営委員会に出席し、説明を行う。
  - ⑤ 副会長は、日本放送協会を代表し、会長を補佐して業務を掌理する。
  - ⑥ 理事は、日本放送協会を代表し、会長及び副会長を補佐して業務を掌理する。
  - ⑦ 会計監査人は、財務諸表について監査を行う。

### 4. 予算、決算等の許認可

- (1)予算等 予算、事業計画及び資金計画を総務大臣に提出し、内閣を経て国会の承認を受けなければならない。
- (2)業務報告書 業務報告書を総務大臣に提出し、内閣を経て国会に報告しなければならない。
- (3)決算 財務諸表を総務大臣に提出し、内閣を経て国会に提出しなければならない。



## 日本銀行

### 1. 政策委員会

- (1)構成 委員9人(総裁1人、副総裁2人、審議委員6人)、うち議長1人(委員の互選により定める)
- (2)権限・職務
  - ① 日本銀行法に定める通貨及び金融の調節に関する事項の議決
  - ② 予算の作成等に関する重要事項等の議決
  - ③ 役員の職務の執行監督

### 2. 役員

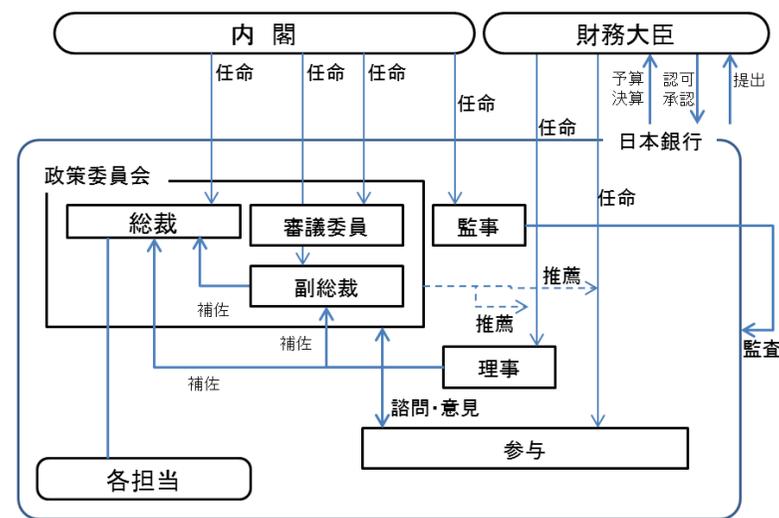
- (1)構成 総裁1人、副総裁2人、審議委員6人、監事3人以内(3人)、理事6人以内(6人)、参与若干人(10人)※( )内は現時点の理事の数
- (2)任命
  - 総裁、副総裁、審議委員は、両議院の同意を得て内閣が任命する。
  - 監事は、内閣が任命する。
  - 理事及び参与は、政策委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。

### (3)権限・職務

- 総裁は、日本銀行を代表し、業務を総理する。
- 副総裁は、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する。
- 理事は、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する。
- 監事は、日本銀行の業務を監査する。
- 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、政策委員会の諮問に応じ、意見を述べる事ができる。

### 3. 予算、決算等の許認可

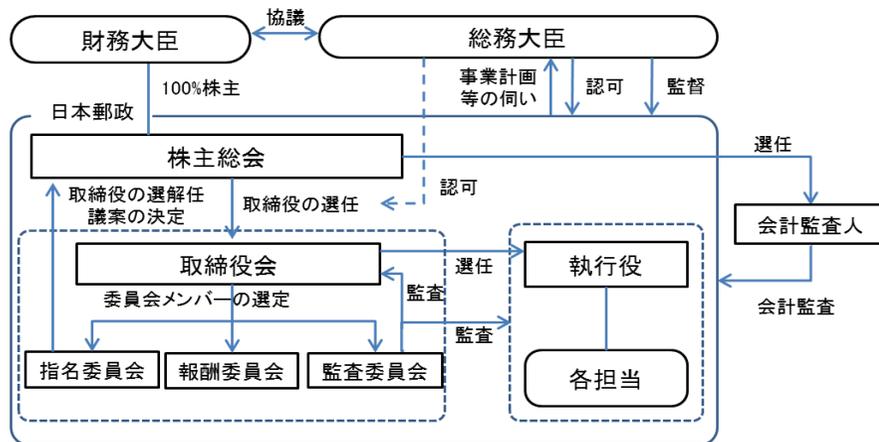
- (1)予算 予算を財務大臣に提出し、認可を受けなければならない。
- (2)決算 財務諸表を財務大臣に提出し、承認を受けなければならない。
- (3)業務報告書 業務の状況を記載した報告書を、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。



# 国内の他の組織のガバナンスについて

## 日本郵政株式会社 指命委員会等設置会社

- 取締役会
  - 構成 取締役16人(うち社外取締役8人)、代表執行役との兼務者5人(平成26年7月1日現在)
  - 任命 取締役は、株主総会により選任されるが、総務大臣の認可が必要とされる。
  - 権限
    - ① 経営の基本方針等その他業務執行の決定
    - ② 執行役等の職務の執行の監督
- 指名委員会、監査委員会、報酬委員会
  - 構成 各委員会は、委員3人以上で組織する。
  - 任命 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
  - 権限・職務
    - ① 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。
    - ② 監査委員会は、執行役等の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行う。
    - ③ 報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。
- 役員
  - 構成 取締役、執行役
  - 任命
    - ① 取締役は、株主総会により選任され、総務大臣の認可が必要とされる。
    - ② 執行役は、取締役会の決議によって選任する。
  - 権限等
    - ① 取締役は、取締役会を構成し、1. (3)を行う。なお、業務を執行することはできない。
    - ② 執行役は取締役会の決議によって委任を受けた委員会設置会社の業務の執行の決定および業務の執行を行う。
    - ③ 執行役は、3ヶ月に1回以上、職務執行の状況を取締役に報告する。また、取締役会の要求があったときは、取締役会に出席し、説明を行う。
- 事業計画、決算等の許認可
  - (1)事業計画 事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。
  - (2)定款の変更等 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、会社分割及び解散の決議は総務大臣の認可を受けなければならない。
  - (3)決算 財務諸表および事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

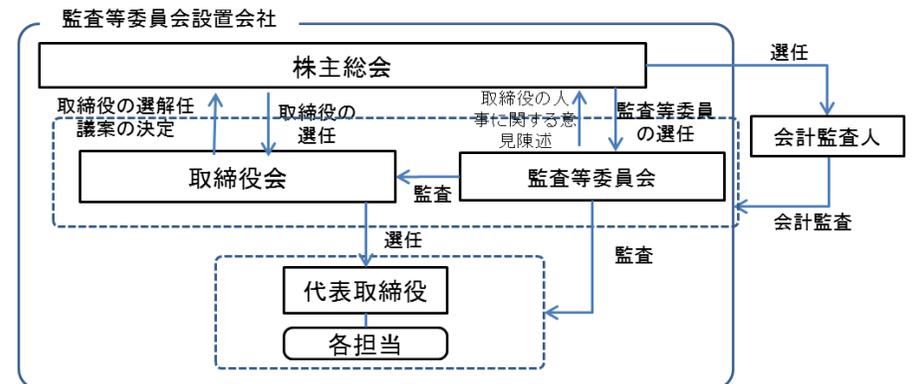


厚生労働省年金局作成

## 会社法 監査等委員会設置会社

監査等委員会設置会社は、平成26年の会社法改正により導入

- 取締役会
  - 構成 全ての取締役
  - 任命 取締役は、株主総会により選任  
株主総会において監査等委員となる取締役とそれ以外の取締役とを別々に選任しなければならない。
  - 権限
    - ① 経営の基本方針等その他業務執行の決定
    - ② 取締役の職務の執行の監督
    - ③ 代表取締役の選定及び解職
 ※一定の条件の下(取締役会の過半数が社外取締役である場合または定款で定めた場合)では業務の決定権限を取締役会から取締役に大幅に委譲することが認められる。
- 監査等委員会
  - 構成 委員会は委員3人以上で組織する。
  - 任命 監査等委員となる取締役として株主総会により選任  
各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
  - 権限・職務
    - ① 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成
    - ② 株主総会に提出する会計監査人の選任・解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
    - ③ 342条の2第4項(監査等委員以外の取締役の選任等)及び361条第6項(監査等委員以外の取締役の報酬等)に規定する監査等委員会の意見の決定



厚生労働省年金局作成

# 株式会社におけるコーポレート・ガバナンス改革について ①

## 平成14年 委員会等設置会社の導入

- 平成14年の商法特例法の改正により、「委員会等設置会社」制度を導入し、大規模株式会社は、委員会等設置会社の制度の選択が可能となった。

### 目的: 監督と執行の分離

- 取締役会の中に、それぞれのメンバーの過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3委員会を設けて、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任できるようにし、機動的な業務決定が可能とされた。
- 平成17年に制定された会社法により名称が「委員会設置会社」(現在の名称は、平成26年改正により「指名委員会等設置会社」)に改められるとともに会社の規模を問わず制度の導入が可能とされた。

## 平成26年 監査等委員会設置会社の導入

- 社外取締役が過半数を占める指名委員会、報酬委員会に取締役の候補者の指名や報酬の決定を委ねてしまうことに対する抵抗感があるなどから、委員会設置会社(指名委員会等設置会社)を採用する会社が少数にとどまっていたことを背景とし、従前から以下の指摘があることから、平成26年の会社法改正により「監査等委員会設置会社」制度が導入された。
  - ・監査役設置会社の監査役は、取締役会の決議における議決権を有しておらず、監査機能の強化には限界がある。
  - ・業務執行者に対する監督については、社外取締役の機能を活用すべき
- 監査等委員会設置会社は、メンバーの過半数を社外取締役とする監査等委員会が取締役に置かれ、業務執行者に対する監督機能を強化するとともに、取締役会が取締役に対して決議事項を大幅に委任できるようにし、機動的な業務決定が可能とされた。

# 株式会社におけるコーポレート・ガバナンス改革について ②

## 平成27年 コーポレートガバナンス・コードの策定

- 「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」(平成26年6月24 日閣議決定)において、持続的成長に向けた企業の自立的な取組を促すため、東京証券取引所が、新たに「コーポレートガバナンスコード」を策定するとされた。
- 平成27年3月、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議(コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識会議)において、コーポレートガバナンス・コードの原案を策定。
- 平成27年6月、東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コードを定め、関連する有価証券上場規程等を改正。

## コーポレートガバナンス・コード抜粋

### 【基本原則4.】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### 【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

### 社外取締役・取締役会に期待される役割

- 日本取締役協会が作成した「社外取締役・取締役会に期待される役割について(提言)」(平成26年3月公表)において、以下の記載がある(同提言の一部抜粋)。
  1. 社外取締役・取締役会の主たる職務は、経営(業務執行)の意思決定ではなく、経営者(業務執行者)の「監督」である。
  2. 「監督」の中核は、経営者が策定した経営戦略・計画に照らして、その成果が妥当であったかを検証し、最終的には現在の経営者に経営を委ねることの是非について判断することである。
  
- また、同じく日本取締役協会が作成した「コーポレートガバナンスに関する基本方針ベスト・プラクティス・モデル」(平成27年4月公表)では、組織形態にかかわらず以下の定めがある。

(独立社外取締役の役割)

第10条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

(取締役会議長)

第11条 当社の取締役会議長は、執行役を兼務しない取締役(代表権を持たない非業務執行取締役)が務め、これにより監督と執行の分離を図る。
  
- 例えば、以下の会社については、社外取締役が取締役会の議長となっている(平成27年12月9日現在)。
  - ・みずほフィナンシャルグループ(指名委員会等設置会社)
  - ・ソニー(指名委員会等設置会社)
  - ・エーザイ(指名委員会等設置会社)
  - ・日本板硝子(指名委員会等設置会社)
  - ・花王(監査役会設置会社)
  - ・昭和シェル石油(監査役会設置会社)

# GP I F 法における受託者責任

- GPIF法では役員等の注意義務として、理事長及び理事のプルーデントマン・ルール、理事長及び理事の忠実義務を明確化。

## ○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

（役員等の注意義務）

第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であってその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意（第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。）を払わなければならない。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

# GP I F 法における役職員の行為規制等

- GPIF法においては、役職員の利益相反防止、秘密保持義務などを規定している。

## 役員欠格条項

### ○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

（役員欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

※独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

# GP I F 法における役職員の行為規制等

## 役員禁止行為

(理事長及び理事の禁止行為)

第十二条 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させること。
- 二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を管理運用法人に取得させ、又は年金積立金の管理及び運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

## 役職員の秘密保持義務

(秘密保持義務)

第十三条 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三十三条 第十三条（第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 役職員のみなし公務員規定

(役員及び職員の地位)

第十四条 管理運用法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

# GP I F 法における運用委員の行為規制等

○ GPIFの運用委員会の委員の行為規制については、役職員の規定を準用している。

第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項（第十条において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十二条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

## 参考：独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の関係規定

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

# GP I F法における運用委員の行為規制等

## 参考: 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の関係規定(続き)

### (役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2～4 (略)

### (役員任期)

第二十一条 (略)

2 役員は、再任されることができる。

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

### (役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3～4 (略)